

都城市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月31日

都城市長

都城市教育委員会

都城市議会議長

都城市選挙管理委員会

都城市代表監査委員

都城市農業委員会

都城市消防局長

都城市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）に基づき、都城市長、都城市教育委員会、都城市議会議長、都城市選挙管理委員会、都城市代表監査委員、都城市農業委員会、都城市消防局長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

平成28年から令和2年までの既存計画を継続し、新たな計画期間として、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長部局、教育委員会、市議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会、消防局の全部局における共通した事項として推進する。これまでの取組成果を継続し、社会環境や職員意識の変化など新たな課題に対応しながら、更なる女性職員の活躍を推進するため、次のとおり数値目標を設定する。

（1）消防局を除く全部局

女性管理職の登用について

令和7年度までに、副課長級以上の管理職の女性職員の割合について20%以上を目指す。

職員採用試験の受験者について

令和7年度までに、一般行政職（技術員・消防吏員を除く）の受験者総数に占める女性割合について、50%を目指す。

男性職員が取得できる育児休業等の取得の促進について

令和7年度までに、男性職員の育児休業の取得率30%、出産補助休暇、育児参加のための休暇取得率90%以上を目指す。

(2) 消防局

職員採用試験の受験者について

令和7年度までに、受験者総数に占める女性割合について、10%を目指す。

男性職員が取得できる育児休業等の取得促進について

令和7年度までに、男性職員の育児休業の取得率30%、出産補助休暇、育児参加のための休暇取得率90%以上を目指す。

3 女性職員の活躍の推進に向けた取組内容

2で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 消防局を除く全部局

女性管理職の登用について

- ・女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ・意識改革及び女性職員同士の交流を図ることを目的とした部課長級の女性職員と主幹級の女性職員との意見交換会を実施する。
- ・管理職養成支援を目的とした外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）へ派遣を行う。

職員採用試験の受験者について

- ・採用パンフレット・ホームページ等で子育て支援制度を紹介する等、女性が働きやすい職場であることを積極的に広報する。
- ・近隣の大学や高校を対象に採用情報を提供する。

男性職員が取得できる育児休業等の取得促進について

- ・男性職員が取得できる子育て目的の休暇（出産補助休暇・育児参加のための休暇）や育児休業の取得を促進するために、各種制度の趣旨を周知徹底させ、意識啓発に努める。
- ・所属長は、父親となる職員が育児休業等を取得することへの不安や抵抗感を軽減できるよう、本人への声掛けや育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成・職場の意識改革を進める。

(2) 消防局

職員採用試験の受験者について

- ・女性を含めた消防吏員受験者増のために、高校・専門学校等を積極的に訪問し、説明を行う。
- ・消防吏員採用試験について、採用パンフレット・ポスター・フェイスブック等で女性も受験できることを積極的に広報する。

男性職員が取得できる育児休業等の取得促進について

- ・男性職員が取得できる子育て目的の休暇（出産補助休暇・育児参加のための休暇）や育児休業の取得を促進するために、各種制度の趣旨を周知徹底させ、意識啓発に努める。
- ・所属長は、父親となる職員が育児休業等を取得することへの不安や抵抗感を軽減できるよう、本人への声掛けや育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成・職場の意識改革を進める。